

防災行政情報伝達システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 5 月
鳥取県琴浦町

1. 事業の説明

(1) 事業名称

防災行政情報伝達システム導入業務（以下、「本業務」という。）

(2) 事業概要

琴浦町（以下「本町」という。）は、現在の同報系防災行政無線を平成 22 年度から運用している。利用している戸別受信機は音声のみで文字表示ができず、高齢者、障がい者対応ができていないといった課題を抱えている。

これらの課題を解決可能なシステムの導入について検討を行ってきた結果、住民への行政情報の提供、災害時の迅速な情報伝達方法及び情報弱者への情報伝達方法等、本町の地域性を考慮し、最適となるシステムとして「携帯電話網を活用した情報伝達システム」を導入することとした。

(3) 事業内容及び調達仕様

資料 2 「防災行政情報伝達システム導入業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

※システム構築（アプリ整備）及び屋外拡声子局との連携については国の交付金を活用した事業となるため、必ず令和 7 年度に事業完了させること。

(5) 事業予算額

上限額 3 2 6, 5 8 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※応募事業者は上記上限額を超えない範囲で見積もりを提出すること。

(6) 事業の場所

本町が指定する場所

2. スケジュール

項	イベント	期日
1	プロポーザル実施の公告、参加申込書受付開始	令和 7 年 5 月 1 9 日（月）
2	質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 2 3 日（金） 午後 5 時まで
3	質問書に関する回答期限	令和 7 年 5 月 2 8 日（水）
4	参加申込書及び参加資格審査申請書類の受付期限	令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 午後 5 時まで
5	参加資格審査結果の通知	令和 7 年 6 月 2 日（月）
6	企画提案書の受付期限	令和 7 年 6 月 2 0 日（金）

		午後 5 時まで
7	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 7 年 7 月 1 日（火）
8	審査結果の通知及び公表	令和 7 年 7 月 4 日（金）
9	事業契約の締結	令和 7 年 7 月上旬

3. プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- （１）本町へ令和 7・8 年度競争入札参加資格申請書を申請し、登録事業者名簿に次の営業種目の分類を取り扱う者として登録されていること。

大分類：38_情報処理サービス

小分類：02_システム等開発・改良、03_システム等管理運営

- （２）地方自治法施行令第（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

- （３）地方公共団体等で携帯電話網を活用した情報伝達システム構築の実績を有すること。

- （４）琴浦町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない、又は、指名停止を受けることとなる事実が確認されていないこと。なお、プロポーザル参加資格の確認時点および審査結果の通知日までの間においても同様とする。

- （５）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

4. 参加申込書及び参加資格審査申請書類の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（様式 1）に次の書類を添付して提出すること。なお、参加申込書の提出がない者は、質問書の提出及びプロポーザルの参加について一切認めない。

- （１）提出受付期間

令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 5 時まで。

- （２）提出方法

「15. 連絡先」のメールアドレスに電子メールで提出すること。

※添付送付するファイルはテキストの読み取りができるものであること。

(3) 提出書類

- ・参加申込書（様式1）
- ・会社概要調書（様式2）
- ・システム納入実績調書（様式3）
- ・参加資格確認書（様式4）

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果については、令和7年6月2日（月）までに電子メールにて回答する。

(5) その他

- ア. 提出された書類は返却しないものとする。
- イ. 参加申込後に辞退をする場合、また参加資格を満たさないことが判明した場合は、速やかにその旨を提出先に任意の書式にて届け出ること。

5. 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式6）を次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和7年5月23日（金）午後5時まで。

(2) 提出方法

「15. 連絡先」のメールアドレスに電子メールで提出すること。

※添付送付するファイルはテキストの読み取りができるものであること。

なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月28日（水）午後5時までに、質問者の名称等を伏せた上で町ホームページに掲載して随時公表する。なお、質問に対する回答については、本実施要領等関係書類の追加または修正として取り扱うものとする。

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出物

企画提案書及び事業費用見積書（様式5）については、企画提案書・見積書作成要領（資料3）に従い作成すること。

以下のものを提出すること。

A) 企画提案書

B) 事業費用見積書（様式5）

(2) 提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

「12. 連絡先」まで持参又は郵送。

※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とし、期限までに必着のこと。

(4) 提出物の形態及び部数

企画提案書（紙媒体）	正1部 副7部
その他の資料（紙媒体）	1部
提案書等の電子データ（CD-R 又は DVD-R）	1部

(5) 提案のための費用負担

提案に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(6) 本町からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について疑義が生じた場合は、後日必要に応じて本町から疑義事項の照会を行うものとする。

(7) 企画提案書等の取扱い

- A) 提出された企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は、明らかな瑕疵があると認めた場合を除き、原則として認めない。
- B) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- C) 提出された企画提案書等は、本業務の導入候補者選定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- D) 提出された提案書等は、本業務以外の目的で使用しない。また、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられるため、原則として公開しない。
- E) 提出された各書類の著作権は、元来第三者、に帰属するものを除き、各参加者に帰属する。
- F) 提出された各書類の中で、第三者の著作権を使用する場合は、その承諾を得ると。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者に全て帰する。

7. 選定方法

審査は、防災行政情報伝達システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、以下のとおりとする。なお、参加申込者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、町が求める要件を満たした場合は、契約締結交渉者とする。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

A) 実施予定日

令和7年7月1日(火)

B) 実施場所

琴浦町役場本庁舎2階 防災会議室

C) プレゼンテーション時間

1者あたり70分(準備10分、説明40分、審査委員等から質疑20分)程度とする。

D) プレゼンテーションの出席者は、1者4名以内とする。

E) 留意事項

- ・プレゼンテーション中に、住民用端末の実機によるデモンストレーションを行うこと。
- ・プレゼンテーション用にモニタ及び接続ケーブル(D-Sub15・DVI・HDMI)は貸し出すが映写に必要な機材(パソコン等)は参加者が準備すること。
- ・プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・プレゼンテーションに係る費用は全て参加者の負担とする。

8. 審査方法及び結果の通知

(1) 審査基準

「別紙2 選定基準書」による

(2) 結果通知

ア) プレゼンテーション終了後5日以内を予定

イ) プレゼンテーションを行った全ての参加者に電子メールにより通知する。

(3) 異議申立て

審査内容についての問合せ及び結果についての異議申立ては一切受け付けない。

9. 契約内容の協議及び契約について

(1) 契約内容の協議

選定された最優秀者(以下「最優先交渉権者」という。)と、提出された提案書、プレゼンテーション等の内容に基づき、契約内容の協議を行う。協議の過程において、最優先交渉権者が提案プレゼンテーションの内容を反映した最終的な提案内容及び提案見積価格を一方的に破棄することは認めない。また、本町は提案内容を取捨選択できるものとする。

(2) 契約締結

本業務の契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要する可能性があるため、議会の議決が必要となったときには仮契約を締結し、議会の議決によって本契約となる。

なお、本町は当該議案が琴浦町議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任は負わないものとする。

(3) 最優先交渉権者との協議が決裂した場合の措置

最優先交渉権者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合、又は候補者が失格となった場合には、次点者を最優先交渉権者に繰り上げ、協議を行うものとする。

(4) 最優先交渉権者の辞退

最優先交渉権者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、琴浦町建設業者等指名停止等措置要綱を準用して、指名停止を行う場合がある。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査委員に対して質疑等の連絡を行った場合
- ・本実施要領に違反すると認められた場合
- ・本委託料上限額を超える見積を行った場合

11. 資料・様式等

資料1	公募型プロポーザル実施要領
資料2	防災行政情報伝達システム導入業務仕様書
資料3	企画提案書・見積書作成要領
様式1	参加申込書
様式2	会社概要調書
様式3	システム納入実績調書
様式4	参加資格確認書
様式5	事業費用見積書
様式6	質問書
別紙1	屋外拡声子局一覧
別紙2	選定基準

12. 連絡先

住 所：〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町役場企画政策課 SDG s 推進室

電 話：0858-52-1708 FAX：0858-49-0000

メール：kikaku@town.kotoura.tottori.jp

※問い合わせに関しては電子メールで行うこと。